

児童通所支援サービスの申請について

※療育が必要と判断された場合には、児童通所支援を利用できます。

必要書類

- 1 療育が必要と確認できる書類（下記のいずれか）
 - ☐ 障害者手帳
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - ☐ 療育が必要な状況が示されている医師診断書や発達検査の結果等
※いずれもお持ちの方は、併せてご提出ください。
 - ☐ 特別児童扶養手当等を受給していることを示す書類
- 2 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- 3 世帯状況・収入・資産等申告書
- 4 障害児支援利用計画（下記のいずれか）
 - ☐ 計画相談事業所で作成したもの（利用料はかかりません。）
※計画相談事業所利用にあたり申請書が必要になります。
 - ☐ セルフプラン（ご自身で計画を作成していただきます。）
- 5 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（下記のいずれか）
 - ①個人番号カード（マイナンバーカード）
 - ②個人番号通知カード + 顔写真付の身分証明書 1点
 - ③個人番号通知カード + 顔写真無の身分証明書 2点

※申請者、通所を希望する児童のいずれもご提出ください。
※ご用意が難しい場合はお申し出ください。
（個人番号入り住民票の添付は必要ありません。）
- 6 サポート調査
※放課後等デイサービスをご利用の方

お問い合わせ先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1
流山市役所 障害者支援課 障害者給付係
電 話 04-7150-6081
FAX 04-7158-2727
E-Mail shougaishien@city.nagareyama.chiba.jp